

# 助成金の不正受給はなぜ起こるのか 助成金不正受給時のペナルティとは



助成金は、抽選制度がある補助金と違い、支給要件を満たして申請すれば必ず受給できます。そのため不正受給が発生しやすく、コロナ禍に注目されて以降、不正受給件数は増加傾向です。近年、労働局は不正受給への対応を厳格化し、予告なしの調査も積極的に実施しています。

## 増加する助成金の不正受給不正受給時の公表基準とは

助成金の申請は、支給要件の確認が複雑となるケースが多く、代理人に申請を依頼することも珍しくありません。しかし、不正受給があった場合、不正をしていたのが代理人だとしても、事業主は不正を把握していなかったという言い訳は通用せず、ペナルティが科せられます。

不正受給が発覚すると、以下のようなペナルティが科されます。

- 支給前の場合には不支給
- 請求金支払い
- 事業主名の公表
- 申請に関与した代理人の公表
- 不支給決定日または支給決定取り消し日から5年間の助成金支給停止 など

特に不正受給が多い雇用調整助成金の場合、以下の基準で事業主名等の公表が行われます(ほかの助成金については基準が異なる場合があります)。

①不正受給による支給取消額及び不正を理由として不支給決定を受けた支給申請額の合計額が100万円以上の場合

→公表対象。ただし、調査前に自主申告を行い、かつ、返還命令後1カ月以内に全額納付した場合であって、管轄労働局が特に重大または悪質ではないと認める場合は公表しないことができる。

②不正受給による支給取消額及び不正を理由として不支給決定を受けた支給申請額の合計額が100万円未満の場合

→公表対象外。ただし、管轄労働局長が特に重大または悪質であると認める場合は公表対象とする。

③代理人が不正に関与した場合

→返還の有無などにかかわらず代理人情報を公表。

## 不正がわかったら自主申告も可能助成金をよりよく活用するために

申請済の助成金で、不正・不適正の疑いが発生した場合には、労働局へ自主申告することができます。「全体は調査中だが、一部で不適正な部分が見つかった」という場合でも、調査中であることを含めて申告が可能です。また、返還が間に合わず公表となる場合でも、自主申告の場合は、全額返還後に、公表を削除することが可能となります。

なお、自主申告のない不正受給事案は例外なく事業主名の公表が行われます。

助成金を申請した事業主は、提出または提示した書類の写しなどの各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。もし、これらの書類を保存していなかった場合、要件不該当として、ペナルティが発生する場合があります。

労働局による予告なしの調査も実施されていますので、速やかに調査協力できるよう、書類の保存を5年間、確実にいきましょう。

助成金は支給要件を満たし申請すれば必ず受給できるものであるため、虚偽の資料作成等の不正が横行しがちです。また、故意でなかったとしても、結果として虚偽の申請を行なってしまえば、ペナルティを科されることとなります。

普段から労務管理全般を適切に行なっている事業所であれば、必要な書類を不備なく揃えることが可能ですので、助成金の申請はそれほどむずかしくありません。申請について不明なことがあれば、専門家に相談し、不正受給とまらないよう気をつけましょう。

参考:雇用調整助成金(不正受給)関係

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/kochokin\\_husei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/kochokin_husei.html)